

平成 30 年度 社会福祉法人 立正会

事業計画書

社会福祉法人立正会
特別養護老人ホーム敬愛園
敬愛園デイサービスセンター
敬愛園北上南デイサービスセンター
敬愛園老人介護支援センター
地域包括支援センター北上中央
グループホームけいあい
養護老人ホーム北星荘
ケアハウス北星荘（短期入所事業含む）
北星荘デイサービスセンター
北星荘訪問介護事業所

〔1〕 平成30年度 社会福祉法人立正会 事業計画

1. 経営方針

1) 少子高齢化が進むなか、我が国の課題として地域住民の関係性の希薄化等に伴う新たな生活に関わる介護・貧困等の課題が顕在化しています。これらの課題を受けて対応可能な社会保障制度の整備が不可欠となっています。その中であって高齢者事業を展開する社会福祉法人として、地域社会で困難を抱える人々、とりわけ高齢者と家族の思いに心を寄せ、福祉・介護事業そして社会貢献事業を通して、安心して生活していただける介護等サービスを提供していくことを使命とし、さらには関係機関との連携のもと地域福祉の向上を図り社会的役割を果たします。

2) 当法人の掲げる法人理念「敬愛」の志のもとに、また創設37年の事業経営を踏まえて、第三次中長期経営計画（平成26年度～30年度）の最終年度として計画に掲げる各課題への取り組みを検証しつつ、法人改革・制度改革等に対応した事業推進に努めます。

3) 現在、当法人事業として特別養護老人ホーム敬愛園・養護老人ホーム北星荘を核とし、さらに在宅介護事業所を含め13の事業を展開しております。第7期介護保険制度下における制度的改革や社会福祉法人に課せられている役割を踏まえ、さらに昨年度から、法人組織統制（ガバナンス）強化や財政規律強化・経営情報の開示が求められていることを受け、着実な事業の実行を心掛けます。具体的には、当法人における各事業を通じて誰もが安心して老後を迎えられる福祉・介護保障の実現を要請しつつ、現行の事業体制のもとで介護・福祉サービスを最大限活用するなど、利用者・家族等へのサービスと地域社会の福祉向上に努めます。

2. 平成30年度の重点目標

- 1) 社会福祉法人立正会第三次中長期経営計画（平成26年度～30年度）に基づき、着実な実践に取り組みます。併せて、計画の実施状況について整理検証します。また、第四次中長期経営計画（平成31年度～35年度）の策定を行います
- 2) 社会福祉法人立正会組織規程に基づき、各事業間の連携並びに円滑な事業運営を推進します。昨年7月より法人本部担当の専任体制が整備されたことから、これまで以上の各事業間連携のもと経営を行います。
- 3) 北上市「第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30年～32年度）を受けて、福祉・介護サービスの質の向上に努めると共に、法人・施設各事業の効率的な経営を行います。
 - ①介護保険報酬の動向に対応すべき事業毎の利用率（目標）を設定し、その利用率の達成に努めます。また、引き続き施設整備資金借入金償還については償還計画に基づき実行します。
 - ②地域包括支援センター北上中央の担当地区（相去、鬼柳）の福祉等ニーズを踏まえ、その果たす役割・機能の充実に取り組みます。在宅事業利用に配慮しつつ事業推進いたします。
 - ③在宅事業の利用料（居住費）の一部見直しを行なう中で、利用者・ご家族の理解が得られるよう事業を通じその対応等に取り組みます。
 - ④昨年度からの取り組みである「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に取り組みます。
- 4) 在宅介護事業の利用の充実に図り、法人事業全体に係わる福祉・介護サービスの質の向上に取り組みます。
- 5) 人材の確保・育成（養成）、介護職員の処遇改善、さらにはより一層の労働環境の整備に取り組みます。
 - ①人材確保（特に介護、看護職員）について、引き続き職業紹介機関はじめ介護養成校等を訪問するなど積極的に取り組みます。
 - ②平成31年度職員採用計画の立案と早期に募集等に取り組みます。
 - ③立正会「職員キャリアパス実施要領」に基づき、職員処遇改善や労働環境整備等を計画的に実践します。
 - ・人事考課制度における考課表等の見直し・検討を踏まえ、人材育成に資するよう取り組みます。
 - ・「職位」における給与表格付基準・対応等級基準等の具体化に取り組みます。
 - ・準職員の処遇改善に取り組みます。（就業における見直しキャリアアップ助成金活用）
 - ・公的資格（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、認知症ケア、医療的ケア等）取得の奨励・支援に取り組みます。
 - ・事業所管理者、主任副主任、リーダー等の基幹職員の役割向上と育成に取り組みます。

・法人、施設企画研修及び外部専門研修を計画的に受講できるように取り組みます。

6) 昨年に引き続き、岩手県社会福祉協議会社会福祉法人経営者協議会協働による地域公益活動「IWATE・あんしんサポート事業」への参画

3. 介護保険に係る各事業の円滑な推進とケアサービスの質的向上に取り組む。

● 居宅介護支援事業	= 敬愛園老人介護支援センター	(予防プラン含め概ね 220)
● 介護予防支援事業	= 地域包括支援センター北上中央	(プラン概ね 220)
● 通所介護事業	= 敬愛園デイサービスセンター	(定員 35 名/日)
〃	= 敬愛園北上南デイサービスセンター	(定員 20 名/日)
〃	= 北星荘デイサービスセンター	(定員 25 名/日)
● 訪問介護事業	= 北星荘訪問介護事業所	
● 認知症対応型共同生活介護	= グループホームけいあい	(定員 9 名)
● 短期入所生活介護事業	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 20 名)
〃	= 北星荘短期入所事業	(定員 9 名)
● 介護老人福祉施設	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 60 名)
● 地域密着型介護老人福祉施設	= 地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 20 名)
● 特定施設入居者生活介護	= 軽費老人ホーム・ケアハウス北星荘	(定員 30 名)
	=	

4. 北上市及び市社会福祉協議会等との連携の下に、高齢者保健福祉サービスの推進に取り組む。

● 地域包括支援センター	= 地域包括支援センター北上中央	
● 福祉・介護相談・介護予防教室(等)	= 地域包括支援センター北上中央	
● 生活支援型デイサービス	= 敬愛園デイサービスセンター	
● 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	= 敬愛園デイサービスセンター	
〃	= 敬愛園南デイサービスセンター	
〃	= 北星荘デイサービスセンター	
● 配食サービス	= 敬愛園デイサービスセンター	(定員 20 名/日)
● 短期入所(生活支援)サービス	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 1 名/日)
● 養護老人ホーム	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 50 名)

〔2〕平成30年度 特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画 (地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画)

1. 事業方針

- (1) 介護保険制度関係省令を踏まえ、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者施設として、業務体制の推進及び、サービス日課の適正な運営に努めます。
- (2) 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように援助し、また、居宅生活への復帰を念頭に置いて、利用者および家族の希望にそった施設サービス計画の作成に努めます。
- (3) 福祉職員としての自己研鑽につとめ、学習・研修をつみあげ、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう努めます。
- (4) ユニットケアの理念に則り、施設としての体制確立を目指し、円滑な新規利用者受け入れと、業務の推進を図ります。
- (5) 社会福祉法人立正会・第三次中長期経営計画(平成26年度～平成30年度)の最終年度にあたり取り組みのまとめと第四次中長期経営計画策定に向けて課題と目標を明確にします。

2. 重点目標

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニットを中心とした業務体制の推進と、ユニットケアの理念に則り、ゆとりある生活を目指したサービス提供に取り組みます。 ● 24時間シート作成の取り組みを踏まえた、介護サービス計画の実践と定期的な見直し改善に取り組みます。 ● 新入所指針に基づき、利用者の計画的入所受け入れを推進します。 (入所率98%以上を目標値とする) ● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組みます。
看護・健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニットを中心とした業務体制の推進と、健康な暮らしのサポート体制作りに取り組みます。 ● 医療的ケアと看取りケアの充実に取り組みます。(資格取得、定期研修、評価・改善) ● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組みます。
食生活	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別希望を踏まえた、栄養ケアマネジメントの実践と定期的な見直し改善に取り組みます。 ● 業務日課の推進と、「食」の工夫・改善に取り組みます。 ● 衛生管理に努め、安全・安心な食事を提供します。
居宅介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所生活介護事業の円滑な推進のために、地域包括支援センター及び居宅介護支援専門員との連携を密にし、サービスの安定的な供給を図ります。 (利用率80%以上を目標値とする) ● 短期入所生活介護利用者の個別援助計画の作成とサービス充実に努めます。
研修 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営基準に基づいた研修及び委員会を定期的に開催します。 ● 施設内における実務研修等を計画的にすすめ、介護福祉施設職員としての知識と教養・技能向上の継続に努めます。 ● ユニットケア専門研修会への参加及び、資格取得等を促進します。(ユニットリーダー養成)
運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員処遇改善計画の推進、並びに福祉人材(財)確保と養成に引き続き取り組みます。 ● 自然災害を含めた非常事態に備え、地域の防災協力体制及び、被災時対策を踏まえた、防災対策マニュアル整備に取り組みます。 ● 地域福祉の拠点としての役割(再)確認と活動拡充を含め、地域の諸活動参画を念頭に、新たな体制作りに取り組みます。 ● 利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携に努めます。

[3] 平成30年度敬愛園デイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者等に対し、通所によって各種福祉サービスを提供し、利用者の福祉向上と家族の介護負担の軽減に努めます。
- (2) 特別養護老人ホーム並びに老人介護支援センター、地域包括支援センターとの連携のもとに要援護高齢者とその家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 在宅福祉施策の総合的推進と地域包括ケアシステムの構築のために、行政をはじめ地域の関係機関、団体との連携に努め、在宅福祉サービスの一翼を担います。

2. 重点目標

通所介護事業	<ol style="list-style-type: none">① レクリエーション等利用者サービスの充実・向上を図るため、年間計画及び月間計画を作成し実施します。② 個別ニーズに応えられるよう通所介護計画・機能訓練計画を作成し実施するとともに定期的な評価を行います。③ 利用者アンケートを実施し、利用者・家族のニーズに応えたサービスを提供できるよう工夫と改善を行います。④ 利用率95%を目標に利用者確保を図り、地域福祉の向上に寄与します。⑤ <u>北上市介護予防・日常生活支援総合事業における北上市介護予防通所介護サービスによる通所介護サービスの提供を行い、利用者の生活機能維持、向上に努めます。</u>
配食サービス事業	<ol style="list-style-type: none">① 利用者の栄養向上を図るとともに、声かけ等により状況変化等の把握・見守りを行います。② 個別の食ニーズに応えられるよう利用者アンケートを実施して工夫・改善を行います。
研修	<ol style="list-style-type: none">① 外部研修＝利用者サービスの質の向上のために、援助技術習得等を目的とした研修に職員の50%以上の参加を目標とします。② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。
運営管理	<ol style="list-style-type: none">① 効率的な事業運営に努めて収支の均衡を図り、健全な経営を目標とします。② グループホーム、南デイサービスセンターと連携し、安定した運営を行います。③ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援(相談支援活動)の拠点としての機能を構築していきます。

[4] 平成30年度敬愛園北上南デイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の軽度要援護高齢者等に対し、通所サービスを提供し、利用者の自立支援と家族の介護負担の軽減に努めます。
- (2) 特別養護老人ホーム並びに老人介護支援センター、地域包括支援センターとの連携のもとに要援護高齢者とその家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 在宅福祉施策の総合的推進と地域包括ケアシステムの構築のために、行政をはじめ地域の関係機関、団体との連携に努め、在宅福祉サービスの一翼を担います。

2. 重点目標

通所介護事業	<ul style="list-style-type: none">① レクリエーション等利用者サービスの充実・向上を図るため、年間計画及び月間計画を作成し実施します。② 個別ニーズに応えられるよう通所介護計画を作成し、実施するとともに定期的な評価を行います。③ 利用者アンケートを実施し、利用者・家族のニーズに応えたサービスを提供できるよう工夫と改善を行います。④ 利用率95%を目標に利用者確保を図り、地域福祉の向上に寄与します。⑤ <u>北上市介護予防・日常生活支援総合事業における北上市介護予防通所介護サービスによる通所介護サービスの提供を行い、利用者の生活機能維持向上に努めます。</u>
研修	<ul style="list-style-type: none">① 外部研修＝利用者サービスの質の向上のために、援助技術習得等を目的とした研修に職員の50%以上の参加を目標とします。② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。
運営管理	<ul style="list-style-type: none">① 効率的な事業運営に努めて収支の均衡を図り、健全な経営を目標とします。② 敬愛園デイサービスセンターと連携し安定した運営を行います。③ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援(相談支援活動)の拠点としての機能を構築していきます。

[5] 平成30年度敬愛園老人介護支援センター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者及びその家族の各種の相談に応じ、適切なサービスの提供・紹介・助言等を行います。
- (2) 地域包括支援センター並びに特別養護老人ホームやデイサービスセンターとの連携のもとに在宅老人と家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 地域共生社会(制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)の実現に向けて、行政及び保険医療・福祉サービス関係機関との連携を図る。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について引き続き理解を深め、地域の人的支援・社会資源を活用し利用者のニーズにあった柔軟な対応が出来るように努めます。
- (5) 平成30年介護保険改正内容を理解し円滑にサービス提供出来るように努めます。

2. 重点目標

<p>居宅介護支援事業 (介護予防支援事業)</p>	<p>① 「自立支援」「生活の質の向上」を目指した「介護(予防)計画」の作成に努め、利用者の人格を尊重し、利用者の選択に基づいた、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう調整を行います。</p> <p>② 「介護(予防)計画」作成件数において月平均220件以上を目標とし、地域福祉の向上に寄与します。</p>
<p>研修</p>	<p>① 外部研修＝適切な「介護(予防)計画」の作成ができるよう制度やサービス、援助技術等の研修に職員の50%以上の参加を目標とします。</p> <p>② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修をデイサービスセンターと共に計画的に年5回以上開催します。<u>月1回の支援センター会議を開催し担当以外の利用者の情報を共有します。ケース検討会も実施し他者の事例を通じて自らの支援のあり方を客観視でき、ケアマネの資質や姿勢、技術などを再確認する機会をつくりより良い支援を行う為のスキルアップにつなげる。</u></p>
<p>運営管理</p>	<p>① 福祉・介護ニーズの把握に努め、居宅サービス利用者の掘り起しを行います。</p> <p>② 業務分掌を見直し、効率的に業務を進められる様に努めます。</p>

〔6〕平成30年度地域包括支援センター北上中央事業計画

1 担当するエリア

相去地区、鬼柳地区

2 地域包括支援センター職員体制

	氏名	役職・資格等	準ずる職	常勤・非常勤	配置年月日
1	伊藤 和子	管理者・主任介護支援専門員		常勤	H25年10月1日
2	芹澤由里子	保健師	○	常勤	H25年10月1日
3	昆 里 美	社会福祉士		常勤	H25年10月1日
4	藤原 照江	認知症地域支援推進員・准看護師		常勤	H28年4月1日

3 平成30年度の重点方針

①高齢者の実態把握を行い地域の課題や特徴を深く知り解決に向けての仕組み作りを行う。

民生委員、福祉協力員、各機関と連携を深め地域の様々な行事等に積極的に参加

する。

②認知症施策の推進について。認知症地域支援推進員を中心にして特に独居、高齢者

世帯の実態把握を行い早期発見、早期対応に努める。

4 事業計画

(1) 総合相談事業

- ・地域の身近な相談拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について専門的、継続的に迅速に対応する。
- ・窓口や電話での相談、訪問による実態把握及び介護予防教室への参加状況の把握を行うことで地域に存在する隠れた問題やニーズを発見できるように努める。

(2) 権利擁護事業

- ・高齢者虐待、成年後見制度の活用、消費者被害防止などの権利擁護に関する啓発活動を行う。
- ・困難事例、虐待事例の対応を通して各機関との連携を図り早期発見・早期対応の体制を構築する。高齢者が生活に様々な困難を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るように支援する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・居宅介護支援専門員に対して日常業務の相談に応じ、支援困難ケースについては具体的な支援方法を検討しながら助言を行い必要に応じて地域ケア会議等を主催する。
- ・地域ケア会議を通して介護支援専門員と多職種協働の顔の見える関係作りを構築する。

- ・他圏域の地域包括支援センターと協働し研修会を開催する。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

- ・高齢者が要介護状態になることを防ぎ、心身の状況、環境その他の状況に応じて介護予防事業やその他のサービスが効果的に利用できるように支援する。

(5) 地域包括ケアシステムの構築

- ・自治会、民生委員協議会、小地域ネットワークの中心者会議等に積極的に参加する。そこから地域住民のニーズ把握に努めカフェ、サロンの企画、立ちあげを促進する。

(6) 医療・介護連携の強化

- ・連携拠点と協働し在宅で安心して医療・介護が受けられるように地域住民への情報提供に努める。
- ・医療職、介護職が参加し相互に理解が深まるような研修の企画、サポートを行う。

(7) 認知症施策の推進

- ・認知症地域支援推進員を配置し行政と連携を図りながら認知症の早期発見・早期対応に努める。
- ・認知症を理解してもらう機会として認知症サポーター養成講座の開催と徘徊模擬訓練及び認知症カフェの企画、実施に努める。

(8) 介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行

- ・市と連携を図りスムーズに移行出来るよう努め、併せて住民へも周知していく。
- ・地域住民のニーズを把握し、各地区での地域サロンの立ち上げ、展開に努める。
- ・介護予防教室、いきいき百歳体操などの普及に努める。

(9) 地域ケア会議の充実

- ・相去、鬼柳の各地区で年1回は地域ケア会議を開催し、地域課題の発見または地域の特徴を生かした資源の情報収集とサロン等への展開へつなげていく。

[7] 平成30年度グループホームけいあい事業計画

1. 事業方針

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、利用者に少人数による共同生活の「お家」を提供すると共に、介護や生活支援を通して、安心とくつろぎの生活の場を提供します。

職員（スタッフ）は、利用者及び家族の思いを尊重し、共同生活の一員として、常に利用者の立場に立った援助に努めます。

- (1) 利用者が安心して「ふつうの暮らし」を送れるよう、家庭的な生活環境づくりに努めます。
- (2) 「認め合い」「支え合い」「助け合い」のあたたかい相互関係づくりに心がけます。
- (3) 役割参加、生きがい活動を通して、自立生活に向けて援助します。
- (4) 利用者と家族のきずなを深めるとともに、地域住民等との関係づくりに努めます。

2. 重点目標

生活援助 介 護	① 利用者の心身の状況や希望を尊重し、訴えや不安感の受容に努めます。 ② おちついて安心して暮らせる環境(人権とプライバシーの尊重、仲間づくり、役割、居心地等)づくりに留意します。 ③ 利用者・家族の参画を得て、その意向や日常生活自立度にそった介護サービス計画づくりに取り組みます。(3~6ヶ月毎)
健康維持	① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 感染症等の予防に努めます。(手洗い、うがい、消毒等の徹底)
食生活	① 利用者の役割参加の場として、調理活動を大切に、季節感と栄養バランスに配慮した食生活に留意します。 ② 食中毒予防及び食品衛生管理に留意します。
研 修	① 認知症高齢者の心理・行動の理解等の学習に取り組みます。 (毎月のケース検討、学習会) ② 他施設研修・専門研修へ参加し、研鑽を深めます。 ③ 認知症ケアに関する公的研修(管理者、従事者)の受講及び資格取得を奨励します。
運営管理	① 「敬愛園福祉オンブズマン」及び「地域密着型サービス外部評価」「介護サービス情報の公表」を実施すると共に、それらの評価や意見を参考にしてサービスや運営の質的向上に努めます。 ② 「運営推進会議」を開催し、利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携に努めます。 ③ 火災等の非常災害に備えると共に、災害時における通報・連携体制を整備します。 ④ 敬愛園デイサービスセンターと連携し、安定した運営を行います。 ⑤ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援(認知症の啓発活動、相談支援活動)の拠点として認知症カフェを活動の柱とし包括支援センターと連携して、機能の強化を図っていきます。 ⑥ 経営健全化に向けた財政基盤の確保として、利用率100%を確保します。

〔8〕平成30年度養護老人ホーム北星荘事業計画

1 事業方針

老人福祉法の基本理念・当法人理念に基づき、入所者（利用者）の立場を正しく理解し、人権と自由を尊重し、施設生活を通じて生きがいのある日々をおくれるように養護老人ホームの運営基準等に基づき支援するとともに、より良い人間関係、社会関係が築かれるように努めます。

利用者様の笑顔、職員の笑顔、笑顔あるところに、人は集います。

「ここで働きたい」「このサービスを利用したい」そう、地域の方々に思っただけの、養護老人ホーム北星荘になるよう、多職種協働での、話し合いと実践、そして地域への発信に努めます。

2 事業の重点目標

- 1) 入所者（利用者）の笑顔や活気のあるホーム生活を旨すとともに、特に個別援助（支援）に留意し、共同生活者である入所者（利用者）同士の「認めあい」「励ましあい（声掛け）」、「支えあい」の雰囲気の中でホームでの生活が営まれるように支援します。さらに、北星荘福祉オンブズマンによる活動を通じ利用者の人権尊重に資する取り組みに努めます。
- 2) 北上市高齢者緊急措置規則による措置施設としての緊急入所受入れに努めます。
平成29年度は、虐待での緊急保護等2名の高齢者に対して、北上市福祉事務所、地域包括支援センター等と連携のもとで受け入れを行いました。この制度を使わねばならない人が0になるまで、その責務を果たしてまいります。
- 3) 入所者（利用者）の事故防止や身体拘束廃止に関わるヒヤリハット委員会・身体拘束廃止委員会の強化を図り、介護事故等の未然防止に努めます。
- 4) 掛け替えのない人と人との関わりを通しての、生活づくりやADL（日常生活動作）の維持向上のため、各種クラブ活動や施設内行事さらには外出行事等積極的に実施します。
- 5) 入所者（利用者）の心よりどころである家族、親戚や友人との絆づくりのために、家族参加行事を開催します。（年2回以上）
- 6) 養護老人ホームの、地域の高齢者に対するセーフティーネットの役割を、即応性を持って果たして行く為に、特別養護老人ホームの利用要件（要介護3以上）に該当する入所者で、本人の預貯金の管理を「成年後見制度」等を活用する事により、特別養護老人ホームへの契約による入所が可能となるよう、北上市福祉事務所と伴に動き出しました。市内の特別養護老人ホームの協力を得ながら、具体的に北上市及び身元引受人等と協力し、入所者に安心頂ける、継ぎ目の無い福祉サービスの提供に努めます。
- 7) 感染症対策として、予防徹底、早期の対応策を駆使するなど積極的な取り組みを行います。
ノロウイルスは、5年間罹患患者0を継続しておりますが、インフルエンザは30年1月に、6年ぶりに罹患者が出ました（重症化することなく早期に治癒されました）ので、この経験を、これからの予防への取り組みに生かすべく、今回の実践を振り返り、予防と感染防止のマニュアルの見直しに基づいた、今後の予防対策に万全を期してまいります。
- 8) 地域社会の一員として社会活動や地域との交流を図り、高齢者施設の役割について住民の理解をいただき協力関係が得られるように努めます。①地域住民（在宅高齢者、障害者及び地域老人クラブ等の団体）との交流を図り、職員の研修及びボランティア育成、社会教育、生涯学習の一端を担います。②施設機能の地域開放（介護知識・技術の習得への係わりや地域住民活動等への情報提供等）を行います。
- 9) 人事考課制度による評価・育成並びに福祉施設職員の使命や福祉・介護制度に係わる学習さらには研修を行い、入所者（利用者）の尊厳に添うための教養と豊かさを身につけ人材確保・育成に取り組みます。
人事考課制度に関しては、平成29年度に大幅に見直しを図った、部署ごとの「業務手順書・人事考課表」を活用し、面接の機会を大切にしながら、考課制度と、その運用をレベルアップし、職員の動機付けや、人材育成に機能する制度を目指します。
- 10) 災害時（地域被災時用）対応マニュアルの整備及び岩手県災害福祉広域支援体制、高齢者施設間の災害ネットワーク等を通じ災害時の相互支援に取り組みます。
- 11) 施設及び周辺の整備、住環境整備に取り組みます。
- 12) 経営基盤の整備、関連諸法令の遵守、職業倫理の醸成に努めます。

〔9〕平成30年度 ケアハウス北星荘事業計画

(特定施設入居者生活介護事業・北星荘短期入所生活介護事業)

1 事業方針

老人福祉法並びに介護保険法・当法人理念に基づき、入居者（利用者）の立場を正しく理解し、人権と自由を尊重し、施設生活を通じて生きがいのある日々をおくれるようにケアハウス（介護専用型）として生活支援、看護、介護サービスを提供するとともに、より良い人間関係、社会関係が築かれるように努めます。

利用者様の笑顔、職員の笑顔、笑顔あるところに、人は集います。

「このサービスを利用したい」「ここで働きたい」そう、地域の方々に思ってもらえる、ケアハウス北星荘になるよう、多職種協働での、話し合いと実践、そして地域への発信に努めます。

2 事業の重点目標

- 1) 入居者（利用者）の笑顔や生き生きとしたホーム生活を指すとともに、特に個別援助に留意し、共同生活者である入居者（利用者）同士の「認めあい」「励ましあい（声掛け）」、「支えあい」の雰囲気の中でホームでの生活が営まれるように支援します。さらに、北星荘福祉オンブズマンによる活動を通じ、利用者の人権尊重に資する取り組みに努めます。
- 2) 短期入所事業（介護保険適用事業）を実施します。
29年度は、職員体制の不足により、利用制限をせざるを得ない状況でした。30年度は、不足分を補う職員を確保・配置し、ハード面では、施設の増築整備（一部食堂の一体化）を行い、短期入所利用定員9名の受け入れを、早期に再開出来るように努めます。
- 3) 入居者（利用者）の事故防止や身体拘束廃止に関わるヒヤリハット委員会・身体拘束廃止委員会の強化を図り、介護事故等の未然防止に努めます。
- 4) 掛け替えのない人と人との生活づくり、ADL（日常生活動作）維持向上のため、各種クラブ活動や施設内行事さらには外出行事等積極的に実施します。
- 5) 入居者（利用者）の精神的、身体的状況を踏まえ、その看護・介護ニーズ対応への業務の見直しと入居者とのふれあいを重視すると共に昼夜問わず入居者の看護・介護不安の解消に努めます。
- 6) 感染症対策として、予防徹底、早期の対応策を駆使するなど積極的な取り組みを行います。
これまで、6年間、インフルエンザ、ノロウイルス共に、利用者一人の罹患者も出ておりません。
但し、「明日罹患者が出るかもしれない。出た時、どう対応する」との平時からの予防とリスクマネジメントに、併設の施設、事業所と連携を取って努めます。
- 7) 入居者（利用者）の心のよりどころである家族、親戚や友人との絆づくりのために、家族参加行事等を開催します。又、日常生活面での生活支援を積極的に行います。
- 8) 地域社会の一員として社会活動に参加するなど、高齢者施設の役割について住民の理解と協力関係を深めるように努めます。
- 9) 人事考課制度による評価・育成並びに福祉施設職員としての研鑽につながるよう、その使命や福祉・介護制度に係わる学習及び研修を行い、入居者（利用者）の尊厳に添うための教養と豊かさを身につけるなど人材確保・育成に取り組みます。
人事考課制度に関しては、平成29年度に大幅に見直しを図った、部署ごとの「業務手順書・人事考課表」を活用し、面接の機会を大切にしながら、考課制度と、その運用をレベルアップし、職員の動機付けや、人材育成に機能する制度を目指します。
- 10) 災害時（地域被災時）対応マニュアルの整備及び岩手県災害福祉広域支援体制、高齢者施設間の災害ネットワーク等を通じ災害時の相互支援に取り組みます。
 - 11) 施設及び周辺の整備、住環境整備に取り組みます。
 - 12) 関連諸法令の遵守、職業倫理の醸成に努めます。
 - 13) 経営健全化に向けた財政基盤の確保として、ケアハウスの利用率100%を目指します。

〔10〕平成30年度 北星荘デイサービスセンター事業計画

1 事業方針・重点目標

利用者様の笑顔、職員の笑顔、笑顔あるところに、人は集います。

「このサービスを利用したい」「ここで働きたい」そう、地域の方々に思っていただける、北星荘デイサービスセンターになるよう、多職種協働での、話し合いと実践、そして地域への発信に努めます。

- 1) 多様化する在宅等の要支援・要介護者に対し、そのニーズ把握並びに提供体制を整備し、通所によって生活支援、介護サービスを提供し、利用者の生活・介護不安の解消と家族等の介護負担の軽減に努めます。
- 2) 利用者の事故防止や身体拘束廃止に関わるヒヤリハット委員会・身体拘束廃止委員会の強化と個別機能訓練の充実を図り介護事故等の未然防止に努めます。
- 3) 感染症対策として、予防徹底、早期の対応策を駆使するなど積極的な取り組みを行います。
30年1月に、デイサービスセンターを利用する方の多い、併設の養護老人ホームにてインフルエンザの罹患者が出た際に、在宅からの利用者への感染を防ぐために、養護老人ホームと連携を図り、養護老人ホームの入所者の一時利用中止、終息後も暫くテーブルを分ける等の対策を講じ、連携と速やかな対応が功を奏しました。北星荘デイサービスセンターの特性を踏まえた感染症対策に努めます。
- 4) 養護老人ホーム北星荘をはじめとする老人福祉施設並びに地域包括・在宅介護支援センターとの連携のもとに利用者並びにその家族への支援体制に努めます。
- 5) 介護保険改正に伴い要支援者の福祉推進を図るため、行政はじめ地域の関係機関・団体と連携を図り、在宅福祉・支援サービスの一翼を担います。
- 6) 介護サービス情報公表制度への取り組みを通じ事業体制の見直しと福祉・介護サービスの向上に努めます。
- 7) 人事考課制度による評価・育成並びに高齢者福祉・介護サービス提供者の使命を踏まえ、利用者サービスの質の向上のための研修を行い、利用者の尊厳に添うための教養と豊かさを身につけるなど人材確保・育成に取り組みます。
人事考課制度に関しては、平成29年度に大幅に見直しを図った、部署ごとの「業務手順書・人事考課表」を活用し、面接の機会を大切にしながら、考課制度と、その運用をレベルアップし、職員の動機付けや、人材育成に機能する制度を目指します。
- 8) 利用者のニーズ（質、量共に）を踏まえ、適切なサービス提供が望まれていることから、デイサービスセンターの機能充実と職員体制整備のもと、在宅高齢者等の介護サービスの提供に取り組みます。
- 9) 関連諸法令の遵守、職業倫理の醸成に努めます。
- 10) 経営健全化に向けた財政基盤の確保として、利用率95%以上を目指します。

2 事業実施内容

- 1) 介護保険法に基づく通所サービスを実施します。
- 2) 北上市と連携を取って、要支援者への支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組みます。

3 実施体制

事業従事職員の整備（職員資質含む）を図り、利用者ニーズに応じた介護等サービスが提供出来るように職員体制を整備し、通所事業等に取り組みます。

4 苦情処理等

サービス提供に伴う苦情等の受付並びに苦情処理体制については、北星荘福祉オンブズマンにより対応します。

〔11〕平成30年度 北星荘訪問介護事業所事業計画

1 事業方針・重点目標

利用者様の笑顔、職員の笑顔、笑顔あるところに、人は集います。

「このサービスを利用したい」「ここで働きたい」そう、地域の方々に思っただけの、北星荘訪問介護事業所になるよう、多職種協働での、話し合いと実践、そして地域への発信に努めます。

- 1) 在宅等の要介護者に対し、訪問によって介護サービスを提供し、利用者の介護不安の解消と家族等の介護負担の軽減に努めます。
- 2) 利用者の事故防止や身体拘束廃止に関わるヒヤリハット委員会・身体拘束廃止委員会等の強化を図り、さらにはADL（日常生活動作）維持・向上に取り組むなど介護事故等の未然防止に努めます。
- 3) 養護老人ホーム等、福祉・介護施設並びに、在宅介護支援センター等との連携のもとに、利用者及びその家族への支援体制の強化に努めます。
- 4) 在宅福祉施策の総合的推進のために、行政はじめ地域の関係機関・団体と連携を図り、在宅福祉・介護サービスの一翼を担います。
- 5) 介護サービス情報公表制度への取り組みを通じ事業体制の見直しと福祉・介護サービスの向上に努めます。
- 6) 人事考課制度による評価・育成並びに高齢者福祉・介護サービス提供者の使命を踏まえ、利用者サービスの質の向上のための研修を行い、利用者の尊厳に添うための教養と豊かさを身につけるなど人材（財）確保・育成に取り組みます。
人事考課制度に関しては、平成29年度に大幅に見直しを図った、部署ごとの「業務手順書・人事考課表」を活用し、面接の機会を大切にしながら、考課制度と、その運用をレベルアップし、職員の動機付けや、人材育成に機能する制度を目指します。
- 7) 経営基盤の整備、関連諸法令の遵守、職業倫理の醸成に努めます。

2 事業実施内容

- 1) 介護保険法の規定に基づく訪問サービス（訪問介護）を実施します。
- 2) 経済的困窮等により、福祉の措置により養護老人ホームに入所されている利用者が、介護が必要になった際にも、安心して養護老人ホームでの生活を継続頂けるよう、訪問介護サービスを提供します。

3 実施体制

サービス提供責任者をはじめ介護員配置基準（2.5人）以上の職員配置を行い、介護等サービスに応じて職員体制を整備します。

4 苦情処理等

サービス提供に伴う苦情等の受付並びに苦情処理体制については、北星荘福祉オンブズマンにより対応します。